

事務連絡
令和2年4月21日

各務原市内介護保険サービス事業所 各位

各務原市健康福祉部介護保険課長

新型コロナウイルス感染症に係る
通所系サービス事業所における報酬請求の臨時的な取扱いについて（通知）

平素より各務原市介護保険行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
新型コロナウイルス感染症に係る通所系サービス事業所における報酬請求の臨時的な取扱いについて、以下の通り周知します。

1 通所系介護サービス事業所が利用者の居宅を訪問してサービスを提供する場合

適用されるケース

- 都道府県等から休業の要請を受けて休業している場合
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から事業所が自主的に休業した場合

特別な取扱いの内容

居宅で生活している利用者に対して、利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供した時は、提供したサービス時間の区分に対応した報酬区分の算定が可能。

サービス提供時間が各サービスの報酬区分の最短時間を下回る場合は、最短時間の報酬区分で算定。

1日に複数回訪問してサービス提供をおこなった場合、それぞれのサービス提供時間に応じた報酬区分を算定出来ませんが、居宅サービス計画書に位置付けられた提供時間に対応した報酬区分で算定する。

※ 関係通知「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第2報）及び（第4報）」

〔補足〕介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・生活支援サービス事業についても同様の取扱いが可能です。詳しくは高齢福祉課地域支援係（電話 058-383-2124）までお問い合わせください。

2 通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護事業所が利用者の居宅に電話をかけて安否確認などをおこなう場合

適用されるケース（1）

- 都道府県等からの休業要請を受けて休業している場合

特別な取扱いの内容

居宅で生活している利用者に対して、健康状態、直近の食事の内容や時間、直近の入浴の有無や時間、当日の外出の有無と外出先、希望するサービスの提供内容や頻度等について電話等により確認し、確認した事項について記録を残した時は、1日に2回、予めケアプランに位置付けた日に限り相応の介護報酬の算定が可能。

適用されるケース（2）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から事業者が自主的に休業した場合

特別な取扱いの内容

利用者等の意向を確認した上で健康状態、直近の食事の内容や時間、直近の入浴の有無や時間、当日の外出の有無と外出先、希望するサービスの提供内容や頻度等について電話等により確認し、確認した事項について記録を残した時は、1日に1回、予めケアプランに位置付けた日に限り相応の介護報酬の算定が可能。

補足事項

- ① 電話等により確認をおこなうことにより報酬を算定する場合は、利用者にも相応の負担が発生することについて利用者から了解を得てください。
- ② 相応の報酬は、各サービスの最短時間の報酬区分になります。
- ③ 利用者が感染拡大防止の観点から自発的に通所系サービスの利用を休止した場合でも、電話等により確認をおこなうことにより報酬を算定ことは可能です。
但し、ADLを維持する観点から、まずは利用者の居宅を訪問してサービスを提供することをご検討ください。
- ④ ③は各務原市の取扱いにつき、各務原市以外の保険者の取り扱いについては各保険者にご確認ください。（厚生労働省老健局及び岐阜県高齢福祉課には確認済）

※ 関係通知 「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第6報）」

〔補足〕介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・生活支援サービス事業については事業の目的に鑑み対象外です。但し、安否確認が必要な利用者と判断される利用者については地域包括支援センターに取り次ぎますので、**高齢福祉課地域支援係（電話058-383-2124）**までご連絡ください。

お問い合わせ先	各務原市健康福祉部 介護保険課施設指導係（担当：大丸）
電話番号	058-383-2067（直通）
FAX	058-383-6365（代表）
Eメール	kaigo@city.kakamigahara.gifu.jp（代表）